

岡山県地域医療介護総合確保基金事業実施要綱（医療分）

（通則）

第1条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条に基づく岡山県計画に掲載された事業のうち、補助金を交付する事業（事業のうち一部を補助する場合を含む。）の実施については、この要綱に定めるところによるものとする。

（事業内容）

第2条 この要綱に基づく事業は、次の事業とし、その内容は別記のとおりとする。

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備等に関する事業
 - （1）病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業（別記1）
 - （2）医療介護連携体制整備事業（別記2）
 - （3）周産期緊急搬送補助システム「iPicss（アイピクス）」活用及び他分野への導入効果検証事業（別記3）
 - （4）ICTを活用した岡山県循環器病対策のための医療連携ネットワークの構築（別記4）

- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
 - （1）かかりつけ医認定事業（別記5）
 - （2）早期退院・地域定着のための連携強化事業（別記6）
 - （3）訪問看護総合支援センター事業（別記7）

- 3 医療従事者の確保に関する事業
 - （1）医院継承バンクの設置（別記8）
 - （2）救急勤務医支援事業（別記9）
 - （3）産科医等育成・確保支援事業（別記10）
 - （4）新人看護職員研修事業（別記11）
 - （5）看護師等養成所運営事業（別記12）
 - （6）院内保育運営事業（別記13）
 - （7）小児救急医療拠点病院運営事業（別記14）
 - （8）小児救急医療支援事業（別記15）
 - （9）岡山県地域包括ケア関係認定看護師養成促進事業（別記16）
 - （10）岡山県感染管理エキスパートナース育成事業（別記17）
 - （11）子ども虐待への対応が可能な医師の養成事業（別記18）

(県の補助)

第3条 県は、予算の範囲内で、前条の事業に要する経費について、別に定める基準（岡山県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱等）により補助するものとする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月23日から施行し、平成26年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年9月30日から施行し、平成27年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月17日から施行し、平成27年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年9月27日から施行し、平成28年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月20日から施行し、平成29年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月6日から施行し、平成30年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年2月7日から施行し、平成30年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月29日から施行し、令和元年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月25日から施行し、令和2年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月21日から施行し、令和3年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月13日から施行し、令和4年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月13日から施行し、令和5年度分の事業から適用する。

(別記1)

病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業

1 目的

県内に所在する医療機関が行う病床機能の分化・連携に資する施設又は設備の整備を支援することにより、高度急性期から、急性期、回復期、慢性期、在宅医療に至るまで一連のサービスを地域において総合的に確保することを目的とする。

2 実施主体

岡山県内に開設する病院及び有床診療所とする

3 事業内容

(1) 地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、①のとおり、病床機能報告において、医療機関が二次保健医療圏で過剰な一般病床又は療養病床から回復期病床等不足する病床機能への転換に必要な新築、増改築及び改修に要するもの及び建物の整備の一環として行う設備整備又は備品の購入に要するもの。ただし、回復期病床への転換の場合は、急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能を有し、在宅復帰率6割以上(入院後180日以内))であること。また、同一開設者が開設する複数の医療機関が病床転換する場合は、病床数等を合算するものとする。

① 地域医療構想の達成に向け、二次保健医療圏で不足する病床機能への転換を伴うもの

(2) 地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、①のとおり、医療機関が病棟・病室を他の用途(機能転換以外)へ変更するために必要な改修に要するもの及び変更後の用途のために必要な設備整備又は備品の購入に要するもの

① 地域医療構想の達成に向け、他の用途(機能転換以外)へ変更を伴い、一般病床又は療養病床の削減を行うもの

(3) 地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、①から③のとおり、医療機関が一般病床又は療養病床を削減することによる事業縮小の際に要する費用

① 不要となる建物(病棟・病室等)及び医療機器の撤去に要するもの。法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、翌年度以降、解体する際に発生する費用についても、対象とする。

② 不要となる建物(病棟・病室等)や不要となる医療機器の処分(解体、廃棄又は売却)に係る1件あたり100万円以上の損失(財務諸表上の特別損失に

計上される金額に限る)。建物については、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、解体又は売却を伴わない損失（固定資産除却損）についても対象とする。医療機器については、「有姿除却」は対象としない。

- ③ 早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額
- (4) 地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、異なる開設者の複数の医療機関が統合する場合において、①のとおり必要な医療施設等の新築、増改築及び改修に要するもの及び建物の整備の一環として行う設備整備又は備品の購入に要するもの。また、②から④のとおり、医療機関が統合に合わせて一般病床又は療養病床を削減する場合に限り、事業縮小の際に要する費用も併せて対象とする。
 - ① 地域医療構想の達成に向け、異なる開設者が複数の医療機関を統合し、二次保健医療圏で必要な病床機能を整備するもの
 - ② 不要となる建物（病棟・病室等）及び医療機器の撤去に要するもの。法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、翌年度以降、解体する際に発生する費用についても、対象とする。
 - ③ 不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（解体、廃棄又は売却）に係る1件あたり100万円以上の損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）。建物については、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失（固定資産除却損）についても対象とする。医療機器については、「有姿除却」は対象としない。
 - ④ 早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額

4 交付の対象外費用

次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 既存建物の買収に要する費用
- (4) 建物付属設備を除く設備取得に要する費用
- (5) その他事業の実施について適当と認められない費用

5 その他

- (1) 転換整備後、病床機能報告については、転換後の機能とし、事業の完了の日の属する年度の終了後10年間は当該機能を維持すること。
- (2) 地域医療構想調整会議での合意が得られない場合は、この補助金の対象とならない。

- (3) 一般病床又は療養病床を介護医療院へ病床転換する場合は、病床削減に含まない。

(別記2)

医療介護連携体制整備事業

1 目的

医療・介護サービスを取り巻く環境の変化やそれぞれの地域特性を踏まえた現状分析を基とした地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築を図る。

2 実施主体

岡山県医師会とする。

3 事業内容

岡山県医師会地域包括ケア部会において、次の事業を実施する。

- ・地域包括ケア部会に関する協議会の設置運営
- ・岡山地域医療構想・包括ケアシステム研究会の設置運営
- ・医療介護連携を担うコーディネーターの配置
- ・郡市等医師会・市町村への地域包括ケア協働推進の支援
- ・講演会開催
- ・その他、地域医療構想の達成・推進、地域包括ケアシステムの構築に必要な事業

(別記3)

周産期緊急搬送補助システム「iPicss (アイピクス)」活用及び他分野への 導入効果検証事業

1 目的

安心して妊娠・出産ができる周産期医療体制の構築の一環として、緊急時の搬送体制の強化と役割分担の推進を図るため、周産期緊急搬送システムを用いて周産期搬送連携体制を構築するとともに、システムの利活用状況等から有効性・必要性の効果について検証する。

2 実施主体

国立大学法人 岡山大学

3 事業内容

次の(1)～(5)にかかる費用を助成する

- (1) RPA (AI や OCR など) を用いた iPicss の高機能化・汎用性強化及び運用事業
- (2) 周産期医療以外の分野での iPicss 導入効果を検証する実証事業
- (3) 妊産婦搬送時の COVID 関連情報の施設間・救急隊の情報連携事業
- (4) 周産期医療協議会及び MC 会議による関係医療者の勉強会実施事業
- (5) 妊婦を対象とする緊急事態時の対応に関する啓発事業

(別記4)

ICT を活用した岡山県循環器病対策のための医療連携ネットワークの構築

1 目的

脳卒中や心血管疾患などの循環器病の急性期診療においては、地域における複数の医療機関が連携して24時間体制での対応が求められる。

そのため、県内の医療連携ネットワークを整備することにより、患者の診断を迅速かつ正確に行うための連携体制の構築、発症から超早期に専門的治療を開始する体制整備及び救急搬送体制の充実を図る。

2 実施主体

循環器病の急性期機能を有する医療機関とする。

3 事業内容

循環器病の急性期機能を有する医療機関における、患者情報及び医用画像の共有が可能な医療関係者間コミュニケーションアプリの導入に対して補助するものとする。

4 その他

導入以降に必要な運用経費については医療機関において負担すること。

(別記5)

かかりつけ医認定事業

1 目的

地域包括ケアシステムを中心的に担う医師を担保するため、「かかりつけ医」を普及し、地域で対応できる医療環境づくりを進める。

2 実施主体

岡山県医師会とする。

3 事業内容

岡山県医師会において、かかりつけ医を普及させるため、かかりつけ医に必要な資質を習得するための研修プログラムを作成し、受講を修了した医師を「かかりつけ医」に認定する。

(別記6)

早期退院・地域定着のための連携強化事業

1 目的

精神科病院の地域移行への積極的な取組、地域援助事業者との連携強化を促進し、精神障害のある人の地域移行推進体制の整備を図ることを目的とする。

2 実施主体

精神科病院とする。

3 事業内容

精神科病院が実施する退院に向けた連携ケア会議及び退院後支援に関わる事業所等の視察、地域の支援関係者に対する研修に要する経費の一部、入院者の退院意欲を高める取組に要する経費の一部を助成する。

4 運営基準

(1) 医療と地域の連携強化促進事業

精神科病院が退院促進を目的として実施する、院内や院外で行う連携ケア会議（医療保護入院者退院支援委員会を含む）の開催及び退院後支援に関わる事業者や施設の視察、地域援助事業者等に対する研修等に要する経費の一部を補助する。ただし、連携ケア会議の開催については、下記の要件をすべて満たすものとする。

- ① 入院患者が出席していること。
- ② 精神科病院及び地域援助事業者等の多職種に参加により退院に向けた協議がなされていること。

(2) 退院環境整備事業

入院患者等の地域生活への関心を高め、退院意欲の喚起につながる下記の取組に要する経費の一部を補助する。

① 病院スタッフからの働きかけ促進のための取組

病院スタッフの地域移行に関する理解促進のための研修や普及啓発を図る取組を行う。

② 外部の支援者等との交流のための取組

地域に病院を開放し、地域関係者や退院者、ピアサポーター等との交流の場を設ける。

ア 地域移行交流会

退院意欲が乏しい入院患者の意欲を回復するもので、地域関係者や退院者、ピアサポーター等との交流会等を通じ、入院患者の地域生活への関心を高める場を設ける。

イ 地域移行家族交流会

ピアサポーターや家族同士等の交流を通じ、退院に消極的な家族の不安解消や相談、交流の場を設ける。

ウ 再入院予防交流会

治療中断や再入院の予防を図るため、退院後1年未満の患者等の交流の場を設ける。

5 留意事項

- (1) 実施主体は、本事業の実施に当たって、関係機関との連携に努めること。
- (2) 実施主体は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分すること。また、診療報酬や他の補助金等で措置されている事業は、本事業の対象としない。

(別記7)

訪問看護総合支援センター事業

1 目的

訪問看護は在宅ケアの要であり、一層の人員の増加が求められている。そのため、臨床現場を経験した看護師の訪問看護分野への転向だけでなく、新卒や新任の看護師を訪問看護師として育成する。

さらに、訪問看護ステーションは小規模事業所が多いため、職員の育成や安定的な経営に課題がある。特に、中山間地域では移動距離が長く効率性に欠けるため、地域内で事業連携し、研修体制の強化や、経営基盤の安定を図る。

2 実施主体

岡山県看護協会とする。

3 事業内容

- (1) 訪問看護人材育成強化チームを主体とした新卒・新人訪問看護師の育成サポートの実施、交流会による訪問看護の啓発の実施
- (2) 医師会、病院協会、看護協会等による事業所運営基盤支援について検討する事業連携検討委員会の開催
- (3) モデル圏域での具体的な実行に向けて協議を行う地域部会の開催
- (4) その他、事業に関すること

(別記8)

医院継承バンクの設置

1 目的

医院等の継承と求職を希望する医師の大半が所属する岡山県医師会にコーディネート機能を有する機関として医院継承バンクを設置し、ニーズの把握、相続や事業計画等に対応するための専門家等による相談事業等を行うことにより、後継者が見つからないため、やむを得ず地域の診療所等で働く高齢の医師と求職を希望する医師との円滑なマッチングを行い、地域の医療提供体制の維持を図る。

2 実施主体

岡山県医師会とする。

3 事業内容

以下の事業にかかる経費の一部を助成する。

- ・地域の医療提供体制の維持を図る医院の継承を希望する医療機関を求人施設として登録するとともに、医院の開設を希望する医師・医療機関を求職者として登録して、マッチングを行う。
- ・税理士、社会保険労務士等による課税対策や事業展開等の相談を行い、不安解消を図ることにより、円滑な医院継承を実現する。

4 運営方針

以下の全ての要件を満たす診療所又はこれに準じると知事が認める診療所を対象とする。

- ・受診可能なエリアの人口が一定数いること
- ・診療所の年間売り上げが一定額あること
- ・地域の医療提供体制維持のための当該診療所の存続が必要であること

(別記9)

救急勤務医支援事業

1 目的

この事業は、医療機関における休日及び夜間において救急医療に従事する医師に対し、救急勤務医手当^(注)を創設し、過酷な勤務状況にある救急医等の処遇改善を図ることを目的とする。

2 実施主体

岡山県保健医療計画における二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターで、知事が適当と認めた医療機関とする。

3 事業内容

救急勤務医の確保を図るため、休日、夜間の当直を行う勤務医に救急勤務医手当を支給する医療機関に対して、その手当の一部を助成する。

4 運営方針

医療機関の長は、救急医療に従事する医師（ただし、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターにおいては、産科医、麻酔科医、新生児科医、小児科医等を含む。）に対し、救急勤務医手当を支給することを就業規則等に盛り込むものとする。

なお、救急勤務医手当の創設に当たっては、既存の手当の減額を伴う就業規則の改正等を行ってはならないものとする。

(注) 救急勤務医手当とは、宿日直手当や超過勤務手当とは別に、医師の救急医療への参画を条件に当該医療機関に勤務する職員に対して支給される手当全般を指すものとする。

(別記 10)

産科医等育成・確保支援事業

1 目的

この事業は、実際に分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所（以下「分娩施設」という。）及び産科・産婦人科医師が減少する現状に鑑み、地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて、急激に減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図るとともに、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し、研修手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他知事が認める者とする。

3 対象施設

(1) 産科医等確保支援事業

以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと知事が適当と認めたものとする。

- ① 就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、分娩を取り扱う産科・産婦人科医師及び助産師（以下「産科医等」という。）に対して、分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）について明記している分娩施設であること。

なお、個人が開設する分娩施設においては、開設者本人への手当の計上が会計処理上困難であることから、雇用する産科医等に対する手当の支給について、雇用契約等に明記しているなど、知事が適当と認める場合は開設者本人についても対象とする。

- ② 一分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等をいう。以下同じ。）として徴収する額が55万円未満の分娩施設であること。（当該年度の正常分娩の金額を適用する。）

なお、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めない。

(2) 産科医等育成支援事業

以下の要件をすべて満たし、知事が適当と認めたものとする。

- ① 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）修了後、産婦人科専門医の取得を目的として、指導医の下、研修カリキュラムに基づき研修を受けている者（以下「産科専攻医」という。）を受け入れている医療機関（社団法人日本産科婦人科学会が指定する卒後研修指導施設等）であること。
- ② 就業規則、または雇用契約等において、産科専攻医の処遇改善を目的とした手当（研修医手当等）の支給について明記している医療機関であること。

4 事業内容

(1) 産科医等確保支援事業

地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給する経費を助成する。

(2) 産科医等育成支援事業

臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し研修医手当等を支給する経費を助成する。

(別記 11)

新人看護職員研修事業

I 新人看護職員研修事業

1 目的

病院等（注1）において、新人看護職員（注2）、新人保健師（注3）及び新人助産師（注4）が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

（注1） 病院等とは、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等をいう。

（注2） 新人看護職員とは、免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。

（注3） 新人保健師とは、保健師免許取得後に初めて保健師として就労する保健師をいう。

（注4） 新人助産師とは、助産師免許取得後に初めて助産師として就労する助産師をいう。

2 実施主体

病院等とする。

3 事業内容

病院等が、「新人看護職員研修ガイドライン」（平成26年2月24日付け厚生労働省「新人看護職員研修ガイドラインの見直しに関する検討会報告書」、以下「ガイドライン」という。）に示された以下の項目に沿って、新人看護職員、新人保健師又は新人助産師に対する研修を実施する事業である。

（1）「新人看護職員を支える体制の構築」（ガイドラインのⅠ-3-1又はガイドライン保健師編のⅠ-3-1を参照）として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。

（2）「研修における組織の体制」（ガイドラインのⅠ-3-2又はガイドライン保健師編のⅠ-3-2を参照）として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。なお、専任又は兼任のいずれでも差し支えない。

（3）「新人看護職員研修」（ガイドラインのⅡを参照）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。なお、新人助産師研修を実施する場合は、助産技術に関する項目を含めること。

また、新人保健師研修を実施する場合は、「新人保健師研修」（ガイドライン保健師編のⅡ）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。

II 医療機関受入研修事業

1 目的

他の病院等に所属する新人看護職員を受け入れた研修を実施した病院等に対して支援を行うことにより、新人看護職員研修の着実な推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

上記 I における新人看護職員研修事業の実施主体とする。

3 事業内容

新人看護職員研修事業を実施する病院等において、自施設の新人看護職員研修を公開し、公募により他の病院等に所属する新人看護職員を受け入れて研修を実施する。

なお、医療機関受入研修は、複数月で実施すること。

また、新人保健師研修又は新人助産師研修に関する医療機関受入研修を行う場合も同様とする。

(別記 12)

看護師等養成所運営事業

1 目的

保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)第11条の規定により指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成所(ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び県立の養成所を除く。以下「看護師等養成所」という。)の運営に必要な経費を補助することにより、看護師等養成所の強化及び充実を行い、もって教育内容の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

次の各号に掲げる者が設置した看護師等養成所とする。

- (1) 社会福祉法人(社会福祉法人恩賜財団済生会を除く)
- (2) 国家公務員共済組合及びその連合会
- (3) 健康保険組合及びその連合会
- (4) 国民健康保険組合
- (5) 学校法人及び準学校法人
- (6) 医療法人
- (7) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- (8) 独立行政法人

ただし、上記のうち(6)及び(7)については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程(通信制)にあつてはこの限りではない。

なお、上記の者が設置した看護師等養成所であっても、国等から看護師等養成所に係る運営費の交付を受けている場合は、補助対象としない。

3 事業内容

上記2に掲げる者が設置した、看護師等養成所が実施する看護師等養成所の運営事業とする。

(別記 13)

院内保育運営事業

1 目的

この事業は、病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（以下「病児等保育」という。）を行うことを目的とする。

2 補助対象事業

補助対象事業は、4に掲げる法人等が1に掲げる目的をもって職員の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業（以下「院内保育運営事業」という。）とする。ただし、他機関による同種の助成金の支給を受けた場合（受給予定のある場合も含む。）は、補助対象外とする。

3 補助対象施設

補助対象施設は、医療法第7条の規定により許可を受けた病院及び診療所、又は、同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者が運営をする院内保育施設（近辺の他の病院又は診療所等の医療従事者が共同利用することを目的として一医療施設が設置した院内保育施設を含む。）であって、6の（1）に掲げる院内保育施設の種別に該当し、原則として12か月間運営し、かつ保育料として1人当たり平均月額10,000円以上を徴収している施設とする。ただし、6の（1）に掲げる院内保育施設の種別のうち、C-1型にあつては、運営期間が12か月間に満たない場合も対象とし、また、老人保健施設又は訪問看護ステーションに従事する職員のために保育施設を運営する場合も対象とする。

なお、病院又は診療所の開設者以外の者が、院内保育施設の運営を行う場合は対象としないが、病院又は診療所の開設者と関連する非営利の主体が、院内保育施設を運営し、病院又は診療所（C-1型にあつては、老人保健施設又は訪問看護ステーションを含む。）に従事する職員の児童以外の保育を行わない場合は、対象とする。

運営月数の算定に当たっては、その月における開所日数がおおむね15日以上である場合には、1か月として算定して差し支えないものとする。

また、保育料は、保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む。）とする。

4 実施主体

この事業の実施主体は、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会（ただし、国民健康保険団体連合会については、交付要綱別表第5欄における別紙4の基準額における加算額のうち、病児等保育及び延長保育のみを補助の対象とする。）
- (2) 日本赤十字社（ただし、岡山県地域医療介護総合確保基金（医療）交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表第5欄における別紙4の基準額における加算額のうち、病児等保育及び延長保育のみを補助の対象とする。）
- (3) 国家公務員共済組合及びその連合会
- (4) 地方公務員等共済組合
- (5) 私立学校教職員共済組合
- (6) 農林漁業団体職員共済組合
- (7) 健康保険組合及びその連合
- (8) 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会は、交付要綱別表第5欄における別紙4の基準額における加算額のうち、病児等保育及び延長保育のみを補助の対象とする。）及び一般社団法人又は一般財団法人等
- (9) 学校法人
- (10) 医療法人
- (11) 病院、診療所を開設する医師
- (12) 独立行政法人
- (13) 市町村（一部事務組合を含む。ただし、交付要綱別表第5欄における別紙4の基準額における加算額のうち、病児等保育及び延長保育のみを補助の対象とする。）
- (14) 地方独立行政法人（ただし、交付要綱別表第5欄における別紙4の基準額における加算額のうち、病児等保育及び延長保育のみを補助の対象とする。）
- (15) 国立大学法人
- (16) 医療生活協同組合
- (17) (1) から (16) の実施主体が開設する病院及び診療所と関連する非営利の主体

5 実施主体の義務

実施主体は、施設、設備及び運営について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重するものとする。

6 院内保育施設の種別

(1) 院内保育施設の種別は、表1のとおりとする。種別を決定するに当たっては、各基準項目を全て満たしていなければならない。

なお、保育児童数の算定に関しては、3の補助対象施設に従事する職員（当該補助対象施設に勤務する職員であって、人事異動等により他の施設の勤務となった職員も含む。）の児童であって、年間の平均保育児童数が各種別の基準値以上であれば、各月において基準値未満（6か月以上に達する場合は除く。）であっても各種別に該当するものとする。

表1 院内保育施設の種別

基準項目 種別	保育児童数	保育士等数	保育時間
A型特例	4人未満	2人以上	8時間以上
A型	4人以上	2人以上	8時間以上
B型	10人以上	4人以上	10時間以上
B型特例	30人以上	10人以上	10時間以上
C-1型	2人以上	1人以上	8時間以上
C-2型	4以上	2人以上	8時間以上
C-3型	10人以上	4人以上	10時間以上

(注1) 実施主体が4の(12)から(15)及び(17)の場合は、C-1型、C-2型及びC-3型に限定する。

(注2) 実施主体が4の(1)から(11)及び(16)の場合は、C-2型及びC-3型は適用しない。

(2) 24時間保育は、終日いずれの時間帯においても、2に掲げる保育サービスを提供するものとする。

(3) 延長保育は、(1)の各種別ごとに必要な保育時間に加えて、1時間以上2に掲げる保育サービスを提供するものとする。ただし、(2)又は(4)と重複する場合を除く。

(4) 休日保育は、以下に掲げる日において、2に掲げる保育サービスを提供するものとする。ただし、以下に掲げる日であっても、診療日として表示する日を除く。

①日曜日

②国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）第3条に規定する休日

③12月29日から翌年1月3日（前号に掲げる日を除く。）

7 病児等保育

(1) 対象児童

- ①医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある、集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など、社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。
- ②保育所に通所している児童ではないが、①と同様の状況にある児童。（小学校低学年児童等を含む。）

(2) 対象疾患等

感冒、消化不良症（多症候性下痢）等の乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として7日まで連続して保育できるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を超えて保育できるものとする。

(3) 施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。

また、安静室は、病児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として、1.65㎡以上であること。

(4) 職員配置等

- ①病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置すること。
なお、病児等の児童数が2名を超える場合には、病児等2名に対し看護職員1名の配置を基本とすること。
- ②児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。
- ③児童の健康状態を的確に把握し、病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。
- ④他の児童への感染の防止に配慮すること。

(5) 利用事務手続等

- ①利用事務手続については、実施施設ごとに定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。
- ②利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続は、事後であっても差し支えないものとする。

(6) 保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で、保護者より徴収すること。（ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。）

(7) その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うこと。

(8) 緊急一時保育

①対象児童

24時間保育を実施していない院内保育施設を設置している医療機関の医療従事者の乳児又は幼児であって、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童。（小学校低学年を含む。）

②対象となるサービス

院内保育施設が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者と緊急一時保育に関する契約をしており、かつ保育サービスを提供する事業者への支払を当該院内保育施設の会計で行い、①の児童を保育したことにより、院内保育施設がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

③緊急一時保育の対象となる保育サービスを提供する事業者

認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦（夫）等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、認可保育所、都道府県又は市区町村が行う行政措置及び家庭並びに同居の親族が行う保育については、対象としない。

(9) 児童保育

①対象児童

院内保育施設を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童。（以下、「放課後児童」という。）

② 施設

児童保育を行うために、間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保すること。

③ 職員配置

放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。）を1名以上配置すること。

(別記 14)

小児救急医療拠点病院運営事業

1 目的

小児救急医療拠点病院運営事業は、県が地域の実情に応じて小児救急医療拠点病院を整備し、休日夜間急患センター、小児初期救急センター、在宅当番医制等の初期救急医療施設及び小児救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日及び夜間における入院治療を必要とする小児の重症救急患者の医療を確保することを目的とする。

2 事業内容

以下により、小児救急医療拠点病院の運営に要する経費を助成する。

(1) 地域設定

地域設定は、原則として複数の二次医療圏単位とする。ただし、複数の二次医療圏単位によりがたい地域については知事が設定する地域とする。

(2) 病院

県又は知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、小児科医師、看護師等の医療従事者の確保及び小児の救急専用病床の確保等、入院を要する（第二次）救急医療機関として診療機能を有する病院とする。

(3) 運営方針

小児救急医療拠点病院は、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整えるものとし、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れるものとする。

(別記 15)

小児救急医療支援事業

1 目的

地方公共団体が地域の実情に応じて病院群輪番制方式、共同利用型病院方式等による入院を要する（第二次）救急医療機関を整備し、休日夜間急患センター、小児初期救急センター、在宅当番医制等の初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保することを目的とする。

2 補助対象

(1) 地域設定

地域設定は、原則として二次医療圏単位とする。ただし、二次医療圏単位によりがたい地域については知事が設定する地域とする。

(2) 病院

地方公共団体又は地方公共団体の長の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、医師等の医療従事者の確保及び救急専用病床の確保等、入院を要する（第二次）救急医療機関としての診療機能を有する病院とする。

(3) 交付

小児救急医療支援事業の運営費、施設整備並びに設備整備を交付の対象とする。

3 運営方針

地域の小児科を標榜する病院群又は病院が病院群輪番制方式又は共同利用型病院方式により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整えるものとし、原則として、初期救急医療施設からの転送患者を受け入れるものとする。

4 整備基準

(1) 病院群輪番制方式

- ① 当番日における入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。
- ② 当番日における病院の診療体制は、通常の当直体制の外に重症救急患者の受け入れに対応できる医師等医療従事者を確保するものとする。

(2) 共同利用型病院方式

- ① 入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。
- ② 病院の診療体制は、通常の当直体制の外に重症救急患者の受け入れに対応できる医師等医療従事者を確保するものとする。

(別記 16)

岡山県地域包括ケア関係認定看護師養成促進事業

1 目的

本事業は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、在宅療養を支援する地域包括ケア関係の認定看護師（以下「地域包括ケア関係認定看護師」という。）について、医療機関等による養成を促進することにより、本県の地域包括ケアシステムの構築を推進する。

2 実施主体

岡山県看護協会とする。

3 実施内容

看護協会が、地域包括ケア関係認定看護師を養成しようとする県内の医療機関等(国立大学法人岡山大学岡山大学病院、独立行政法人国立病院機構岡山医療センター、独立行政法人国立病院機構南岡山医療センターを除く。以下同じ。)を運営する法人又は個人を助成する。

(1) 助成の対象

医療機関等が、その所属する看護師（以下「対象看護師」という。）を地域包括ケア関係認定看護師に養成するため、認定看護師教育機関（公益社団法人日本看護協会が認定する教育機関に限る。以下同じ。）に派遣し、次の基準により対象看護師の代替看護師を確保した場合。

(基準)

- ・地域包括ケア関係認定看護師は、認定看護分野（A課程）「皮膚・排泄ケア」、「緩和ケア」、「がん化学療法看護」、「がん性疼痛看護」、「訪問看護」、「糖尿病看護」、「透析看護」、「乳がん看護」、「摂食・嚥下障害看護」、「認知症看護」、「脳卒中リハビリテーション看護」、「がん放射線療法看護」、「慢性呼吸器疾患看護」、「慢性心不全看護」、「感染管理」の15分野と、認定看護分野（B課程）「皮膚・排泄ケア」、「緩和ケア」、「がん薬物療法看護」、「在宅ケア」、「糖尿病看護」、「腎不全看護」、「乳がん看護」、「摂食嚥下障害看護」、「認知症看護」、「脳卒中看護」、「がん放射線療法看護」、「呼吸器疾患看護」、「心不全看護」、「感染管理」、「小児プライマリケア」、「クリティカルケア」の16分野を加えた31分野とする。

- ・対象看護師は、その医療機関等の正規雇用職員とし、認定看護師教育機関への派遣期間中、医療機関等は対象看護師に対して賃金を減額することなく支給するものとする。
- ・対象看護師が、認定看護師教育機関において所要の課程を修了した場合に限るものとする。
- ・代替看護師の確保とは、対象看護師の認定看護師教育機関への派遣期間に、代替看護師を新たに臨時的に雇用することとする。(対象看護師の受講決定後、業務の引継ぎ等に必要な期間を確保するため、派遣期間の前に雇用するのは差し支えない。)
- ・代替看護師は、常勤職員の勤務時間の70%以上の時間に勤務するものとする。

(2) 助成対象とする経費

対象看護師の派遣期間中の代替看護師の雇用に要する賃金（時間給、日給、月給などあらかじめ定められた金額を勤務時間等に応じて支払う賃金とする。時間外手当や賞与などは対象外とする。）及び通勤手当

(別記 17)

岡山県感染管理エキスパートナース育成事業

1 目的

今後の新型コロナウイルス感染症及び新興感染症対策に向けて、平素から中・小規模病院、高齢者施設等において各施設に応じた感染対策を講じることができる人材育成を含む体制整備が必要である。

そのため、自施設において感染管理の中核を担い、感染対策を実践・推進できる看護職を育成することにより、平素からの各施設の感染管理の対策強化を図る。

2 実施主体

岡山県看護協会とする。

3 事業内容

各施設で感染管理の中心的な役割を担う人材を育成するため、県内の中・小規模病院等の看護職を対象に感染管理・予防に関する研修会を開催する。

(別記 18)

子ども虐待への対応が可能な医師の養成事業

1 目的

子ども虐待を防止するためには、困難を抱えている子どもや家族を早期に必要な支援に繋ぎ、解決に向けた対応がなされることが重要である。

本事業は、小児科医や精神科医等を対象に、子ども虐待の診察及び対応に必要な知識やスキルを習得するための研修会等を開催することにより、地域において、適切な子ども虐待の診察及び対応の可能な医師を養成することを目的とする。

2 実施主体

岡山県児童虐待対策協議会とする。

3 事業内容

岡山県児童虐待対策協議会において、次の事業を実施する。

- ①専門医会への調査による医師の虐待対応上の課題抽出
- ②子ども虐待対応の専門家による講演会・研修会等の開催
- ③医療機関を対象に虐待対応プログラム（BEAMS 研修会）を開催